

平成29年度第2回清須市農業委員会議事録

召集年月日 平成29年5月25日(木) 午後2時

召集場所 清須市役所3階 大会議室

開 会 平成29年5月25日(木) 午後2時

出席委員 18名

1番 大橋 浩 3番 山田富士雄 4番 横井 満之 5番 浅井 尊弘
6番 齊藤 嘉男 7番 横井 忠勝 8番 中野 浩光 9番 猪子 勝三
11番 花木 満 12番 石黒 欽俊 13番 石塚 芳政 14番 加藤 定雄
15番 後藤 鉄雄 16番 後藤 末秋 17番 加藤 和伸 18番 星野 満
19番 木村 芳彦 20番 加藤 頌茲

欠席委員 2番 渡辺 秋郷 10番 加藤 重雄

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 石田 隆

主 事 佐藤 嘉起、石塚 正己、田中 あさ美、日下部 錬

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件

議案第2号 農地利用計画変更の申出 1件

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請 1件

(2) 報告案件

報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の取消願 2件

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の取消願 5件

報告第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 4件

報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 11件

報告第8号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地の転用
. 2件

2 その他

会

長 こんにちは。

日差しも、日に日に強くなってきて水稻を中心に農繁期となってきます。委員の皆さまにおかれても、これから多忙な時期を迎えます。体調管理には十分注意していただきたいと思います。

では、改めましてただいまから、平成29年度第2回清須市農業委員会を開催いたします。

本日の出席議員は18名で、2番渡辺秋郷委員と10番加藤重雄委員から欠席との連絡が入っております。出席委員については定足数に達していることをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、本日は11番花木満委員と12番石黒鉦俊委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。それでは、本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

【議案第2号】

農地利用計画変更の申出 1件

【議案第3号】

農地法第3条の規定による許可申請 1件

(2) 報告案件について、

【報告第4号】

農地法第4条第1項第7号の規定による届出の取消願 2件

【報告第5号】

農地法第5条第1項第6号の規定による届出の取消願 5件

【報告第6号】

農地法第4条第1項第7号の規定による届出 4件

【報告第7号】

農地法第5条第1項第6号の規定による届出 11件

【報告第8号】

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地の転用 2件

それでは、議案第2号農地利用計画変更の申出について、事務局に説明を求めます。

事務局 次第を1枚おはねください、議案第2号をご覧ください。

この案件は、申出人から清須市長あてに、農用地の利用計画変更の申出が提出され、それを受けて、清須市長より農業委員会に意見を求めるものです。いわゆる「農用地の除外」の手続きで、農用地区域を農用地でないものにする手続きです。

この農用地の除外には、5つの要件があり、

- ① 他の土地で代えることが困難なこと
- ② 農用地の集団化、農作業の効率化に支障がないこと
- ③ 農用地の利用集積に支障がないこと
- ④ 土地改良施設の機能に支障がないこと
- ⑤ 土地改良事業の完了後8年を経過していることです。

今回の申し出については問題ありません。

申出の場所は、春日西牧南_____の一部で、面積704㎡のうち331.48㎡です。

父の所有する土地に本社駐車場を設置したいとの申請です。位置は、県道一場中小田井線から北に___m、五条川右岸から西に___mの距離に位置し、既存集落の周辺部にあたり、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地に近接する区域にある農地でその規模が概ね10ha未満の農地です。

申出人は、現在自宅兼本社事務所にて社会福祉事業を営んでいます。

事業規模の拡大に伴う従業員の増員により既設駐車場だけでは不足のうえ、今回近隣市街地で賃借中の駐車場についても契約期間の満了(6月)により更新がかなわず更なる不足を生じます。

本社近隣市街地で概ね300㎡超の新たな駐車場を探しましたが、農業振興地域との境界に近く、市街化区域については数件候補地を挙げ協議しましたが、空きがなく、敷地狭小のため契約成立には至りませんでした。

期限も迫る中、見かねた父から自己所有地の借用の話を勧められ、父の所有する土地18筆中、希望面積相当の土地が8筆、どれも農用地でありその中でも本社に最も近い候補地を今回申請することとなりました。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件について、ご質問、ご意見等があればお伺いいたします。この案件の地元委員は、後藤末秋委員ですが。

後藤末秋委員 はい、地元では特に問題ありません。

会 長 他に何かご質問、ご意見等ありませんか。なければ、この案件について、本委員会として「意見なし」としてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ただいま「異議なし」の声がありましたので、この案件について当農業委員会として「意見なし」として回答いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。では、事務局に説明を求めます。

事 務 局 次第を1枚おはねください、議案第3号をご覧ください。

申請地は、上条二丁目____、登記畑、現況畑で、面積は233㎡です。

譲渡人を____様と、譲受人を____様とする3条許可での所有権移転です。

労力不足により耕作の継続が困難である____様と、農業経営の規模拡大を予定し、近隣において農地を求める____様からの申請となります。

____様については、トラクター一台を所有し、200日の従事日数、営農の規模は、耕作面積13,664㎡、通作距離100m、通作時間1分。また、不許可の要件である7項目に該当ありません。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件について、ご質問、ご意見等があればお伺いいたします。

委員のみなさんで何かありませんか。

この案件の地元は、石塚芳政委員ですが。

石 塚 委 員 市街化の農地で問題ありません。

会 長 他に何かご意見等ありませんか。

なければ、この案件について、本委員会として承認してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について承認することといたします。

これをもちまして、議決案件については終了いたします。

続きまして、(2)報告案件に入ります、【報告第4号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出の取消願及び【報告第5号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出の取消願については全て昨年度第11回の農業委員会で届出がありましたが、譲渡人、譲受人の一部が変更となるための取り下げで、既に新たな届出人で同様の届出が提出されておりますので、書面にてご確認ください。

よろしいですか。

他にご意見ございませんか。

加藤 頌 茲 委員 取り消しとはどういう意味ですか？

事務局 昨年度届けを出されましたが、所有者を変更してから届けを出したい為一度取消を行って再度新たな所有者で届出をするようです。

会長 続いて、【報告第6号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出に移ります。

読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いいたします。

番号4、阿原神門_____全て登記、現況とも田です。

横井 委員 ここですけど、北側と両端に田が残っているが、ヒューム管は入れているのかな。

そこだけ確認しんと良いとは言えない。

どうなっとる？

事務局 早急に調べて適切な指導をした後、次回の農業委員会で報告させていただきます。

会長 続きまして、番号5、西枇杷島町地領二丁目____、登記田、現況畑です。

番号6、西枇杷島町地領二丁目____、登記田、現況畑です。

大橋 委員 問題ありません。

会長 番号7、西堀江油ノ池____、登記畑、現況宅地です。

斉藤 委員 既に家が建っているが始末書のある案件なので問題ありません。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。

質問等がなければ、異議なしとさせていただきます。

続いて、【報告第7号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出に移ります。

読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いいたします。

番号5、土田郷前_____、登記、現況共に畑です。

石 黒 委 員

問題ありません。

会

長

番号6、西枇杷島町小田井二丁目____、登記畑、現況雑種地です。

大 橋 委 員

問題ありません。

会

長

番号7、清洲下町_____、登記畑、現況雑種地です。

横井忠勝委員

問題ありません。

会

長

番号8、廻間一丁目_____、清洲一丁目_____、登記、現況とも畑です。

石 黒 委 員

これも問題ありません。

会

長

番号9、西堀江大平_____、登記田、現況宅地です。

斉 藤 委 員

既に前から建っているので問題ありません。

会

長

番号10、一場御園_____、登記田、現況畑です。

事 務 局

加藤重雄委員から問題ないと聞いております。

会

長

番号11、西田中松本_____

番号12、西田中松本_____登記、現況とも田です。

中 野 委 員

はい、問題ありません。

会

長

番号13、一場御園_____ 9筆、_____5筆全て登記、現況共に畑です。

事 務 局

さきほどの取り消し願いの案件の一部ですが、加藤重雄委員からは問題ないと聞いております。

会

長

番号 14、西枇杷島町地領一丁目_____、登記田, 現況畑、

番号 15、西枇杷島町大黒____、登記田, 現況畑です。

大 橋 委 員

問題ないです。

15 番も問題ありません。

会

長

以上の件について、何か質問等ありませんか。

質問等がなければ、異議なしとさせていただきます。

続いて、「報告第8号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地の転用」について事務局に説明を求めます。

事 務 局

報告第8号をご覧ください。認定電気通信事業者の行う中継施設などの設置については、農地転用の許可は不要ではあるものの、総務省との取り決めにより、事業計画を提出することとなっています。今回の計画は、春日宮重町_____の畑の一部と春日落合の畑の一部において_____の電波塔を建設するものです。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この件について、何か質問等ありませんか。
質問等がなければ、異議なしとさせていただきます。
それでは、2その他へ移ります。事務局何かありますか。

事 務 局 前回の委員会において依頼しました「生産緑地のあっせん」2件
についてですが、期限の5月18日までに申し出はありませんでした
ので担当課には該当無しとして報告させていただきました。

会 長 それでは、次回の開催について確認します。
平成29年6月23日、金曜日、午後2時から、場所は清須市役
所南館3階大会議室です。
以上をもちまして平成29年度第2回清須市農業委員会を閉会い
たします。

—終了時刻午後2時30分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「____番
地」、農地の地番は「____番」との表記で省略して記載しています。